

# 平成29年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

## 日時

平成30年2月1日(木) 午後2時から午後4時まで

## 場所

県庁第1会議室

## 出席者委員

小金澤孝昭委員, 西川正純委員, 熊谷睦子委員, 星清子委員, 氏家幸子員, 加藤房子委員, 大友富子委員, 佐藤明美委員, 田澤ひろ美委員, 小野芳浩委員, 氏家直子委員, 丹野康治委員, 高橋達也委員

## 欠席委員

阿部誠委員, 鎌田和夫委員, 佐々木圭亮委員

## 1 開会

## 2 挨拶 後藤環境生活部長

## 3 議事

### (1) 会議の成立

16人の委員のうち13人が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立。

### (2) 議事内容

#### <小金澤会長>

本日は、平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)を協議していただきますので、よろしくお願ひします。

なお、この会は、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されておりますので、委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場の委員、お一人お一人から貴重な御意見を頂戴する場にしたいと思ひます。御自分のお立場からの意見で構いませんので、よろしくお願ひします。

それでは、議題の平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について、事務局から説明願ひします。

## 議題 平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について

### <事務局 渡邊課長>

議題の平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について、説明いたします。本日は、資料1から資料3を使って御説明します。参考資料1として、平成28年度の監視指導実績をお配りしておりますが、こちらは後ほど御覧いただき、御意見の際の参考としていただきたいと思います。

それでは、資料1を御覧ください。監視指導計画(案)の概要について記載しております。本計画の内容としては、第1の計画策定の趣旨、第2の監視指導や食品検査を行う実施体制、第3の重点取組として、4つほど挙げておまして、1食品営業施設監視対策、2食中毒の防止対策、3食品検査対策、4自主的な衛生管理体制の推進ということで4本の柱としております。第4監視指導と

して、対象施設、回数、食品検査の内容、第5の自主的な衛生管理に対する指導、第6の県民との意見交換や情報提供に関する事、最後に第7といたしまして、これら事業を進めていく上で必要となる「食品衛生に係る人材養成と資質の向上」などについて、記載しております。

なお、中身については資料2の方を御覧いただきたいと思っております。まず1ページ目をお開きいただきたいと思っております。資料2につきましては平成29年度からの変更点に下線を引いておりますので御確認いただければと思っております。

まず、第1のはじめにでございます。1の計画策定の趣旨というところで、食の安全性の確保に関しては、平成15年に制定された「食品安全基本法」の中で、食の安全に携わる全ての者に対する責務について、定められております。この中で、国や都道府県は、監視指導等の施策を策定し、それを実施する責務があること。食品関連事業者は、消費者に食品を供給する立場として、食品の安全性の確保について一義的な責任があることから、食品を供給する全ての工程において必要な措置を適切に講じる必要があること。そして、消費者は、知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることなどと規定されております。

こうしたことを前提として、食品衛生法をはじめとした食の安全に関する各法令に基づく食品衛生に関する監視指導等について、食品関連事業者の施設の設置状況や食品衛生上の危害の発生状況などといった本県の実情を踏まえて、重点的かつ効果的に実施できるように検討し、本計画の策定をしたということでございます。

2の本計画の位置付けですが、この計画は、食品衛生法の第24条において、県で毎年度策定することが規定されている法定計画でございます。

同時に、「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、平成28年3月に策定いたしました食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)といったようなものがございます。このうち、食品衛生に関する施策を具体的に推進するための「実施計画」として位置付けられております。そして、3でございますが、本計画の対象となる地域は、仙台市につきましては、食品衛生法等により県と同等の権限がございますので、「仙台市」を除いた宮城県全域としております。

なお、本計画の期間は、毎年度定めることとなっておりますので、平成30年4月1日から翌31年の3月31日までとしております。

では、次に、2ページ目を御覧ください。ここでは、各施策の実施体制について、説明いたします。まず、1つ目の監視指導に係る実施体制についてです。(1)の飲食店などの営業施設等に対する監視指導及び(2)の食品表示に関する指導。これは一部になるのですが、これについては、県内に9か所ございます保健所及び支所に配属されております食品衛生監視員、これは獣医師・薬剤師等の資格を持つ保健所職員を知事が任命をする形になるのですが、食品衛生監視員により行っていくところでございます。

続いて、2の試験検査の実施体制についてです。(1)食品の検査については、食品衛生監視員により収去された食品の検査を、主に保健環境センターの検査担当職員が実施することとなります。また、食中毒調査などの過程で実施する食品検査や患者などからの便の検査なども保健環境センターで実施いたします。この結果に基づきまして、食品衛生監視員は、食品事業者らに対し、必要な指導を行うこととなります。

次に、(2)と畜検査等でございます。検査には、食肉となる豚や牛の検査を行うと畜検査と食鳥検査がございます。主に食肉衛生検査所に配属されている県職員、こちらが「と畜検査員」や「食鳥検査員」ということで任命されておまして、食用肉として適切かどうかの検査を実施します。そして、(3)食品等検査の信頼性の確保についてですが、試験検査にあっては、その検査精度が重要ですので、内部点検や外部管理により、検査の信頼性の確保に努めます。

3の連携については、(1)国及び関係自治体等については、監視指導に際し、例えば輸入食品や広域流通食品などに係る違反や食中毒が発生した場合には、国や担当する自治体と連携を図りながら、被害の拡大防止などについて迅速な対策を講じます。

(2)関係部局については、生産段階において、農薬や動物用医薬品などに関する規制に違反

していると疑われた場合や放射性物質に汚染されていると疑われる場合には、本県の農林水産部局などと連携して、速やかな情報共有を図り、安全性を確保することとしております。また、学校給食などで問題が生じた場合には、教育庁であるとか保健福祉部といったところと連携して、健康被害の未然防止や拡大防止に努めてまいります。

これらの実施体制については、新たに、14ページに図示をしております。14ページを御覧ください。上段の大きく囲った部分が、宮城県の組織における本計画に関する体系になります。先ほど御説明しました9か所の保健所支所については御覧のとおりです。このような体制により、迅速かつ効率的な計画の実施にあたってまいります。

次に、3ページを御覧ください。第3の重点取組についてということでございます。ここでは、食中毒の予防対策や重大な事件事故、国の施策の動向なども踏まえて平成30年度に特に強化すべき施策について「重点取組」として整理しております。

まず、1つ目は、食品衛生施設監視対策です。この中で重点的に監視すべき項目を大きく2つに大分しております。1つは、重点監視施設の監視です。広域または大規模な健康被害の発生を防止するため、大型飲食店や広域流通食品を製造加工する施設等を重点監視施設として設定し、重点的に監視指導を行います。

これにつきましては、8ページを御覧ください。8ページの別表1でございます。重点監視対象業種をこのとおり定めております。また、9ページの別表2には、監視目標回数を記載しております。また、その下に参考として、平成29年度の重点監視施設数と監視計画を記載しております。その下に(注)にあるとおり、平成30年度の監視計画件数については、各保健所、支所において年度当初に設定することとしています。

3ページに戻っていただきたいと思えます。もう一つの監視対策ということで、重点的監視項目として食品の適正表示の推進を挙げております。食品の製造・加工業者等に対し、食品の表示について監視の上、誤ったものについては適正な表示とするよう指導を実施するというところでございます。

特に、(1)にございますように「アレルギーを含む製品に関する表示」については、その表示に不備があった場合にアレルギー保持者に対し健康被害を生じさせるおそれのあることから、使用原材料の点検を行うなど徹底していただくように指導するというところでございます。もう1つの「消費期限等の表示」については、科学的根拠に基づき設定する必要があることとございますので、製造所の監視などの際に十分確認を行うことといたします。

また、(3)というところでは、一斉監視を行うということを記載しております。夏期と年末には、量販店等広域流通食品販売店舗を対象として、食品の適正な表示について一斉監視を行うとともに、違反率の高い食品群については、これらを元に重点的な指導を実施します。

また、(4)でございます。平成27年4月に施行された「食品表示法」のうち、加工食品等に関しましては、平成32年3月までを猶予期間としていることから、旧法からの速やかな切り替えについて支援するとともに、食品衛生講習会などでの周知や指導等を徹底してまいります。

2つ目の重点取組として、食中毒の防止対策を挙げております。(1)ですが、「食中毒予防月間」というのを1か月間定めております。食品取り扱い施設への一斉監視や、衛生講習会の実施、啓発資材の配布などを通じて食中毒予防啓発事業を行います。また、大規模・広域な食中毒を未然に防止するため、観光地旅館や弁当、広域流通食品の製造施設、集団給食施設等を対象とし、定期的な監視指導のほか一斉監視指導を行います。

さらに、冬期間に多発するノロウイルス食中毒防止のために、消費者や食品事業者に対しパンフレットの配布に加え衛生講習会を開催するなどして注意喚起に努めます。

また、(3)ですが、現在、豚肉と牛や豚の肝臓の生食は禁止され、牛肉の生食については、規格基準が定められております。これらが遵守されていることを監視指導するとともに、結着肉などのいわゆる成型肉を調理する際には十分加熱するよう指導してまいります。

最近では、これらの規制の一方で、現在は鶏肉の生又は加熱不十分による食中毒が全国的に

増加しております。鶏肉については、規格基準が設定されていないことから、いまだに生又は加熱不十分で提供する飲食店があり、新鮮であれば大丈夫であるとの誤った解釈をしている食品事業者もいるようです。鶏肉の扱いについては、改めて十分な加熱が大切であることを事業者に指導徹底するとともに、鶏の生食の危険性を消費者に伝え、正しく理解されるよう周知に努めてまいります。

また、(4)につきましては全国的に食中毒原因の大半を占めているノロウイルス食中毒や腸管出血性大腸菌による食中毒では、それらに感染したまま調理などに従事した従事者を介して、食品を汚染させたことが原因として判明する事例が多くあります。食材の管理だけではなく食品従事者の健康管理も重要であるといったこともしっかりと徹底をしてまいりたいと考えております。

次に4ページでございます。3つ目の重点取組は、食品の検査対策についてです。3の1として、放射性物質検査を挙げております。国のガイドラインでは、今年度より流通食品は検査対象から外しておりますが、本県においては、生産物のほか、主に県内で製造された流通食品等の放射性物質検査を継続することとしております。安全安心確保のためにも結果について県民に分かりやすく結果を提供してまいります。

3の2は、輸入食品の検査についてです。輸入食品については、厚生労働省で策定する「輸入食品監視指導計画」に基づき、厚生労働省において、輸入時の届出に対する審査や検査が行われる仕組みになっています。

しかしながら、消費者の輸入食品に対する関心は高く、不安感は依然として解消されていないことから、本県では国内対策として輸入食品を取り扱う事業者に対する監視指導を実施するとともに、輸入食品の検査を実施することとしております。検査の項目につきましては、厚生労働省の監視指導結果などにおいて違反が見られる事例などを考慮して、残留農薬や残留動物用医薬品、遺伝子組み換え食品などについて実施することといたします。

重点取組の4つ目は、自主的な衛生管理体制の推進で、主にHACCPによる衛生管理について記載しております。(1)に記載のとおり、平成27年に、条例の管理運営基準の1つということになるのですが、食品事業者が衛生管理上守らなければならないというものになるのですが、これまでの従来型に加え、HACCPによる衛生管理が選択できるように条例が改正されております。

国では、今通常国会にHACCPの制度化について上程する予定としております。食品事業者は、HACCPを導入することが義務付けられるということになります。これらが速やかに浸透していくように、県では講習会や監視指導、また、宮城県食品衛生協会の食品衛生指導員の巡回指導等の協力を得ながら、導入促進に努めてまいります。

また、(2)のとおり、県独自の認証制度である、みやぎHACCPを積極的に活用し、HACCPを導入するための一助となるよう制度の周知を図るとともに、(3)のとおり、事業者による仕入れ原材料の点検や、異物混入防止対策などについても、引き続き徹底して指導してまいります。

また、(4)といたしまして、事業者へのアプローチだけではなく、消費者にもHACCPについての知識を深め、理解してもらうことで、事業者が取り組んでいく上での動機付けにつながるよう、消費者向けのチラシの配布や出前講座のメニューに加えるなどし、積極的に周知してまいりたいということで考えております。

続いて、第4として、具体的な監視指導の内容について、御説明してまいります。1つ目は、生産者に対する監視指導についてです。農林水産物の生産者等に対する指導は、関係法令に基づいて農林水産部局において実施いたします。

これについては、10ページから記載しております別表3を御覧ください。生産段階における主な監視指導内容について記載しております。農薬取締法や飼料取締法、家畜での伝染病予防法などに基づきまして、法を所管する各部署において、監視指導を行っているところでございます。

4ページにお戻りください。続いて、事業者に対する監視指導についてです。別表1の重点監視施設のほか、食中毒や不良食品を発生させた施設についても、通常の監視に上乘せする形で、回数を増やして重点的に監視を実施することということで考えております。

9ページの別表2に監視目標回数を載せております。また、10ページから11ページの別表3に食品群ごとの製造加工並びに調理販売等の各段階における監視指導内容について記載しております。各保健所・支所では、それぞれ地域の実情を考慮いたしまして、食品衛生法や食品表示法などにに基づき、計画的で効率的な監視指導を行ってまいります。

また、食肉衛生検査所においては、と畜場法、食鳥処理法に基づいて、食肉事業者に対し、衛生的な食肉処理を行うことを指導するということでございます。

5ページを御覧ください。続きまして、3の食品等の収去検査等についてです。(1)として、保健所・支所では、食中毒の未然防止や規格基準などに適合しない不良食品の排除、適正な表示の確認など、食品の安全性を確保するために、県内で生産・製造・加工された食品や広域流通食品、輸入食品の収去検査を実施いたします。

(2)として、福島第一原発事故による放射性物質基準値超過食品の流通を防ぐため、県内に流通する食品及び県産牛等について、放射性物質検査を実施いたします。

12ページ並びに13ページを御覧ください。別表4として、「平成30年度年間検査計画」についてまとめたものでございます。12ページでは、各保健所に不良食品や苦情の発生なども考慮し策定したというものでございます。

また、13ページでございます。こちらについては、特殊項目検査となっておりますが、他自治体における違反事例や検査における輸入食品検査の結果を踏まえまして、県が策定したというところでございます。これらは、いずれも保健所の食品衛生監視員が収去等を行い、保健環境センターなどの検査機関で検査を実施いたしております。

なお、輸入食品の検査件数については、特殊項目検査の中で実施いたしますので、その検体数についても表の中に再掲という形をとらせていただいております。

5ページにお戻りください。(3)でございます。違反事例の多い食品等に対してその原因等を追求する調査を行い、食品衛生の問題解決に向けた課題研究に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(4)では、食肉衛生検査所において実施するBSE検査等について記載しております。

なお、言葉の定義といたしまして、TSEという書き方をしておりますが、牛や山羊(やぎ)、羊などの脳がスポンジ状になる疾病の総称ということでございまして、BSEとはそのうちの「牛海綿状脳症」の略称となります。県ではヤギや羊も同様に検査してきたことから、TSEとしております。

BSE検査については、昨年度も御説明させていただいたと思いますが、以前は48か月齢を超える全頭について対象としてまいりましたが、昨年4月からは、24か月齢以上でかつ神経症状を呈する牛を検査対象とするよう改正をしております。

今年度の実績といたしましては、件数は0ということになります。対象はいなかったということでございます。ただ、体制といたしましては、検査の対象となるような牛が搬入されることも想定しなければなりませんので、引き続き検査体制の整備に努めてまいります。

次に、4の食中毒等、健康被害発生時の対応について御説明いたします。食中毒発生時の県の役割ですが、被害の拡大予防と再発防止が最大の目標となります。対応につきましては、国で定めている「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」、県で策定している「食中毒事件処理要領」に基づき迅速に調査をしてまいります。この際、例えば原因と考えられる施設が他の自治体にある場合、又はその逆であったりする場合には、速やかに調査依頼を行い、迅速な対応に努めてまいります。

次に、5でございます。「監視指導及び収去検査等による違反発見時の対応」についてです。これまで、説明してまいりました監視指導や食品の収去検査等の結果、法の規定に違反している状況を発見した場合には、(1)のとおり、食品等事業者に対し直ちに改善指導を行うとともに、それに係る食品が販売や営業に使用されることのないよう、(2)のとおり、回収や廃棄などの措置を事業者に求めます。

そういった食品が、他自治体に流通している場合や法の規定に違反している食品等事業者が

他自治体にある場合には、所管する自治体と連携し、基準を超過した食品が流通することのないように速やかな対応に努めます。

そして、(3)でございますが、これら必要な措置を講じた上で、食品衛生法等に基づき、違反者の名称などを公表します。

続きまして、6ページを御覧ください。第5として「食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導等」についてです。1の自主管理体制の確立並びに2の「みやぎ自主衛生管理基準認証制度」の推進につきましては、先ほど御説明しました重点取組の4の「自主的な衛生管理体制の推進」とも連動するところですが、主にHACCPに関する記載となっております。先ほど、若干申し上げましたが、HACCPについては、厚生労働省によりまして、ほとんどの事業者への導入が義務化されようとしています。これを含めた食品衛生法の改正などについて、現在、厚生労働省においては、パブリックコメントの募集がなされているところでございます。骨子案ということもあり、実はそれ以上のことは私どもには分からないのですが、法改正されたのち、例えば、来年度あたりには、法改正の内容を反映した計画になるといったようなこともあるのではなかろうかと思っております。

それについては、参考資料2の10ページを御覧ください。参考資料2で、食品衛生規制の見直しに関する骨子案に関する意見募集についてでございます。この募集期間は、平成30年の2月7日までということになっております。あと1週間くらいなのですが、是非、よろしければ御意見を出していただければと思います。HACCPに関する記載というのもございまして、5枚ほどめくっていただくとパワーポイントで作成した横長の資料になっております。②のHACCPによる衛生管理の制度化でございます。下の方に書いてあるのですが、国では、食品事業者の規模や業種を考慮し、基準Aと基準Bと大別し、HACCPの内容もレベル分けしたものを取り組んでいただくということにしております。基準Aは、コーデックスのHACCPの7原則に基づいておりまして、基準Bについては、対象事業者と書いておりまして、基準A以外の事業者となっておりますが、小規模事業者や当該店舗での小売り販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者、一番下に(例)と書いてあります。飲食業、販売業等についても対象になるということがございます。ほぼ対象になるというふうにはなるのですが、これについては、上の方にも書いてございますように、「実現可能な方法で着実に取組を進めていく」ということで、関係業界ごとに「手引書」の作成が進められております。地方自治体では、導入支援・指導・助言の役割が義務付けられるだろうと想定されます。

2枚めくっていただいて、骨子案そのもののところでございます。3枚目の表紙です。そこに同じように②HACCPによる衛生管理の制度化というのがありまして、それと同じように書いてありますが、これらの※には常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業など、公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種については、対象から除くといったようなことも想定をされているということでございます。

資料2の6ページにお戻りください。1の自主管理体制ですが、HACCPの手法導入に向けて、県ではパンフレットや講習会を開催し、周知しているところです。県では、今年度、新たにHACCP研修を前年度までは年1回ということだったのですが、今年度から3回と開催数を増やしているところでございまして、来年度も同様に考えております。

加えて、2の「みやぎHACCP」の推進につきましても、特にA基準に該当するような比較的大規模な事業者になると思いますが、食品事業者にあつては、コーデックスHACCPの導入のツールとして活用していただきたいと考えております。これにつきましても、パンフレットや講習会などの機会に紹介するとともに、導入に向けての支援に努めてまいりたいと考えております。

このほか、3として食品衛生推進員による自主活動の推進、また4では、公益社団法人宮城県食品衛生協会などの食品衛生関係団体に対する支援、指導を行うことにより、地域の情報収集や食品衛生指導員による地域に密着した自主活動の円滑な実施について、支援してまいりたいと考えております。

続きまして、第6でございます。「県民との意見交換及び情報提供」の1についてですが、後ほど、本計画策定にあたってのスケジュールについて御説明いたしますが、本会議終了後にパブリ

ックコメントを募集します。

また、2の「計画の実施状況の公表」についてですが、計画に基づき実施した監視指導実績については、四半期ごとにホームページなどを通じて公表することとしております。配布しております参考資料の1「平成28年度の監視指導実績」につきましては、全てホームページにより公表済みのものでございます。

3の「消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供」についてですが、(1)のとおり食中毒予防月間には、各保健所支所にキャンペーンなどを開催し、食中毒予防の啓発を行うこととしております。(2)でございますが、海水温が上昇して、腸炎ビブリオの繁殖が活発となる時期には、「魚介類による腸炎ビブリオ注意報」を発令し、注意を喚起したいと思っております。

また、(3)でございます。生食用食肉以外の食肉などを食べることへの危険性などについてもパンフレット等を配布し、食に対する正しい知識を習得していただくよう周知してまいります。

また、(4)についてですが、事業者が自ら判断し実施する自主回収とあるのですが、ホームページ等に掲載し、情報発信してまいります。

最後に第7として「食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」についてでございます。1つ目は、我々、指導する立場にある職員の資質の向上についてでございます。食品衛生監視員につきましては、各種講習会に職員を派遣するとともに、年に5回程度開催している担当者会議や新任研修会、監視員技術研修会などにより知識を習得するほか、立入検査の際には、熟練監視員から監視指導技術を学び、事業者に対し信頼を得て、資質向上に努めてまいります。

また、と畜検査員や食鳥検査員、保健環境センターなどの食品検査担当職員については、専門的知識や新たな技術の習得のため、厚生労働省の各研修に派遣するとともに、内部で研修会を開催するなどして、高度な技術の習得に努めてまいります。

2つ目として、食品等事業者の資質向上についてですが、義務的な講習会として、食品衛生責任者に対する講習会の受講を指導するほか、HACCP研修会などテーマごとの講習会の開催を随時行うほか、各種団体などで開催する講習会への講師派遣の対応などにより、事業者の資質向上を図ってまいります。

なお、15ページからは、主な用語の解説をつけておりますので、参考願います。

次に、資料3を御覧ください。計画策定作業のスケジュールをお示ししております。

本日いただいた御意見を踏まえ、2月中旬から1か月間、パブリックコメントの募集を行います。この結果を踏まえ、3月下旬に計画を策定し、公表するとともに国に報告いたします。以上、「平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)」についての説明を終了させていただきます。

### <小金澤会長>

ありがとうございました。今、事務局から説明ありました平成30年宮城県食品衛生監視指導計画案、これについて審議したいと思っておりますので、御意見のある方お願いします。

### <加藤委員>

質問が2点ほどあります。平成29年度監視指導計画と今回の平成30年度計画とこの資料1の概要にある重点項目の第1、第2、第3の順番と記載の仕方がと変わったと思うのですが、その変えた理由を教えてくださいたいのが、質問の1点目です。

2点目は、資料2の3ページの1の1(1)の中の1行目で、「保健所ごとに地域の実情を考慮した上で」という文章があるのですが、地域の実情を考慮するというのは具体的にどういうことをいうのか教えてくださいたいです。

### <事務局 渡邊課長>

実施体制と重点取組の順番を入れ替えさせていただきました。

計画については、どういった趣旨のものであるのか、次に誰かが先にくるのが普通ではないか

という思いがございまして、重点取組より、実施体制を最初に持ってまいりました。何をという部分で、順番を入れ替えた理由でございます。

もう一点としましては、地域の実情という話ですが、当然、保健所ごとに実情が異なります。

例えば、沿岸の保健所もありますし、山沿いの保健所もあって、それぞれに事業所、食品関連事業者の張り付きも全然違います。それに伴う課題も当然異なりますので、それに応じた監視計画を作成すると言ったような意味合いで、こういった言葉を使っております。

#### <小金澤会長>

よろしいでしょうか。「地域の実情」に対する文言について、質問する理由はなぜですか。

#### <加藤委員>

重点監視施設の監視が地域の実情を考慮するというは、食品の安全を監視しますのに、地域によって違うことなのかなと思ったからです。

消費者としては、食の安全に係る衛生管理や監視する項目が、地域の実情で違うと言うのが良く分かりませんでした。安全など言いますからには、安全は一つじゃないかという思いがあります。そこを考慮するというのは、消費者目線ではなく、事業者目線なのかなと勘ぐっただけです。

#### <事務局 渡邊課長>

別表1を御覧いただきたいと思うのですが、重点監視を対象としますということでございまして、先ほど言った山や海という地域の実情に関する話については、例えば、魚肉ねり製品製造を重点監視対象業種にすると記載してありますが、魚肉ねり製品を加工するのは、水産加工ですので、やはり、海側が多いのが現状です。これを反映させるということです。

あるいは、観光地旅館を重点監視対象業種としていますが、観光事業が多い鳴子や蔵王の温泉地等に事業者が多く張り付いています。観光地という意味では、松島もそうですが、それぞれ地域によって、事業者の張り付き方が違う訳です。

そういったことがあまりない地域もありますので、その実情に応じてという意味だと理解していただきたいと思います。

結局、その地域で何か起きた場合に、大規模な影響を与えそうなところについて、地域の事業所の張り付き状況を鑑みて、監視指導をしていくという意味だと理解していただければと思います。

#### <加藤委員>

分かりました。

#### <小金澤会長>

よろしいですか。監視指導の基準としては、安全安心一本なのですが、対象になる業種等々の構成が違いますので、監視する重点面を見るポイントがそれぞれ違ってくる可能性があるということと地域の実情に沿ってという表現をお使いになったようです。

その他、ありますでしょうか。

#### <西川委員>

質問なのですが、4ページの輸入食品検査のところ、下線が引かれていまして厚労省のこの輸入食品の監視指導計画に基づいて行っているところですが、消費者の不安感が依然として解消されていないと書かれています。

具体的に検査する計画が昨年までの計画とあまり件数が変わっていないのではないかなという気がするのですが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。件数とか増やしたわけじゃ

ないのかなと思ったのですがそこはあまり関係ないのですか。

#### <事務局 渡邊課長>

件数については、変わっておりません。実施する項目についても、昨年度と変わっていないという状況です。

これについては、国による検査結果が年に2回ぐらい情報提供されますが、基本的には、大きな違いはありませんでした。同じような検査を3年間程度実施し、それで問題がなければ、違う検査を実施という一応の流れがございます。

今年度は、特に国の検査結果に関して大きな問題もなく、項目も変わりありませんでしたので、昨年度と同様な検査項目等とさせていただいたということです。

#### <西川委員>

特に下線を引いて書かなくてもよいのではないのでしょうか。

#### <事務局 渡邊課長>

下線の方は、来年度、県が新しく実施するという意味での下線ではなくて、昨年度の表現から、なぜ実施するのかを多少詳しく書かせていただき修正したということです。その意味合いでの下線もあります。

#### <西川委員>

分かりました。

#### <小金澤会長>

その他、ございますか。

下線については、今、説明があったように重点的に変わったところと表現を少し丁寧に変えたところとあるようです。下線の意味を御説明いただければ、こちらを受け止めやすいですので、お願いします。

#### <事務局 渡邊課長>

単純に変えたところも下線を引いておりまして、その意味合いといたしましては、ただ今、お話があったとおりでございます。

変更後について、ざっと申し上げますと、まず、1ページでございますが、前は、策定の趣旨で簡単な意味合いしか書いていなかったのですが、趣旨を食品安全基本法の考えだと頭に入れて、それを受けて、明確に記載させていただきました。趣旨の文言を加えまして、中身を充実させております。

また、計画の位置付けがなかったのですが、これがないと意味合いが良く分からないことがございますので、法定計画であるとともに、皆様、御存じの食の安全安心の確保に関する基本的な計画との関係性を明確にさせていただくため、加えたものでございます。

計画の対象地域も、今まで計画にありませんでしたので、当然入れさせていただきました。計画期間は、単年度ではあるのですが、ここも入れさせていただきました。

第2の実施体制ですが、中身はそんなには変わらないのですが、先ほど申し上げましたとおり、順番を誰がということを入れたいという思いがございまして、実施体制を前の第2にもってきております。

第3の重点取組については、順番を変えたという意味で下線を引いております。

次に、2の食中毒の防止の(3)です。これは、新たに加えたものです。最近、話題になっておりますが、鶏肉の加熱不十分による食中毒が全国的にかなり多いという状況がございますので、私

どもといたしましても、指導していかなくてははいけないと考えました。鶏肉は、規格基準が設定されていないのですが、指導は行っていかなくてははいけないという思いもございまして、新たに加えさせていただきます。

(4)で新たにという部分ですが、従事者を介しての食中毒というものも、依然として、後をたない統計的にもかなりの部分を占めております。そういった指導も今までも行ってきたのですが、さらに徹底させていくという思いから、今回、加えさせていただきます。

4の輸入食品、こちら、先ほど申し上げましたとおり、検査を行いますというだけでは、意味合いが伝わりませんので、なぜ行うのか、何について行うのかについて、加えさせていただきます。

4の(4)で新たに加えたところですが、以前から、加藤委員から御指摘もいただいておりますので、既に始めておりますが、消費者に対しましても、普及啓発を実施していくということ意味合いで、これについても加えさせていただきます。

5ページの5の監視指導及び収去検査等による違反発見時の対応でございますが、これは、今までなかった部分でございます。検査は行いますが、何かあったらどうするのかということが、今まででは記載していなかったことから、加えさせていただきます。

7ページの第7の(3)の食品等検査担当職員、これにつきましても、新たに加えたものです。今まで実施していたのですが、重要なことが書いてないのもおかしいですので、加えました。

そういったことで、食品衛生監視指導計画の改正をさせていただきたいと思っております。

#### <小金澤会長>

ありがとうございました。では、他にありますか。

#### <加藤議員>

それでは、意見です。関連するところは3ページで、食品表示については、事業者側に対しての食品の適正表示の推進だと思います。

しかし、食品表示法が新たにできたこと、先ほど説明があった全ての加工食品に原料原産地を表示するなど、表示がめまぐるしく変わっている中で、消費者に対する食品表示の啓発については、どこに書いてありますか。または、想定されていないのでしょうか。

もう1点は、一般的にいわれる健康食品と言われているものですが、その健康食品による健康を害する被害も多々出ているという報道もあります。

県の食品衛生監視指導計画の中では、健康食品についての消費者に対する相談窓口や啓発等に関することについて、この計画に盛り込まれていないのでしょうか。それとも、どこかに記載しているのでしょうか。

この2点をお教えいただきたいと思います。

#### <事務局 渡邊課長>

まず、食品表示法についてです。計画の位置づけというところにも書いてあるのですが、この計画は、食品衛生法対応の計画でございますので、食品表示法の消費者啓発の部分については、まさに、食の安全安心の確保に関する基本的な計画で定めている部分でございますので、そちらで見ただけであればと考えております。

もう一つ、健康食品についても、実は、食品衛生法の対象にはなるのですが、例えば、特定保健用食品とか、栄養機能食品とか、機能性食品とか、いずれこれらについては、健康増進法という法律で規制をしていることがあり、所管が分かれている部分がございます。そちらについては、当計画には入ってこないというのが、実態ということになります。

ただ、全国的に問題が発生しているという状況があるため、食品衛生法を改正し、これから対応しようとする動きがございます。

参考資料2のパブリックコメントを御覧いただきたいと思いますと思うのですが、2枚めくっていただいて、3

枚目の③がそれに当たる部分でございます。③に、「特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集」というところがございます。

今年度、健康食品による健康被害情報がありましたので、まずは、法律上で情報を収集しなくては行けないだろうということがあり、事業者には報告義務を課すことから始めると法改正では考えているところでございます。

もう一つの具体的な全体像については、さらに4枚目のパワーポイント③の「特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集」とあるのですが、ここでも、安全性の確保を図りたいとありますので、食品衛生法を改正し、健康被害情報の報告体制を強化し、制度化したいと考えているようです。将来的には、厚生労働省で強化していくものと考えております。

監視指導計画は、食品衛生法対応でございますので、この改正を受けて、今後、やるべきことはやっていくという形になると思います。ただ、今はまだ、その段階ではないということです。

#### <小金澤会長>

今の質問の中で、食品の表示については、例えばHACCPについては、今後、改めて消費者に啓発をすると記載してありますが、食品表示に関しては、記載していないようです。

HACCPについては、大変力が入っているのですが、食品表示については、そうでもありません。もう少し同じ扱いにはならないのかなと一般的に思ったということだけ言っておきます。

よろしいですか。その他ございませんか。

#### <丹野委員>

放射能検査の関連ですが、県の説明の始めに、国の放射能検査関係の考え方が変わったと言っています。しかし、県は、従来の検査を踏襲しますと言っていますが、国の部分はどのように変わったのか、考え方の変化を御説明いただきたいです。

平成30年度計画の13ページ目で、食品に関する放射能検査で、今年度1,100頭という件数が出ていますが、資料6の平成29年度の放射能検査結果は、12月現在までで、この中では、全体で24,000頭という数字になっています。

恐らく、この平成30年度の計画部分については、環境生活部扱いの部分のみで、農林水産部扱いの検査が抜け落ちているのではないかなと感じましたので、その確認をお願いいたします。

#### <事務局 渡邊課長>

当計画は、県が食肉衛生検査所で実施する放射性物質検査について、13ページに記載しております。

資料6は、もっと全体の仙台市の食肉市場で実施しているものも含まれます。

#### <丹野委員>

県の放射能検査については、県が全部担当していますので、環境生活部であれ、農林水産部であれ、県民にしてみれば県のことですので、この計画が抜けているのはおかしいのではないかとことです。

#### <事務局 渡邊課長>

食肉衛生検査所で実施している分だけ、当計画に記載してあります。当計画に全ての計画を記載するのは、なかなか難しいと思います。

本来、放射性物質検査については、この計画で定めるというよりは、農林水産物等の放射性物質検査計画において定めるということになっております。

その中で、農産物、水産物、畜産物や我々の流通食品も定めることにしており、それが実際、四半期ごとに計画に定めることになっているのです。その四半期ごとの計画と当計画との関係になり

ますが、当計画については、どちらかという環境生活部、私どもの食と暮らしの安全推進課関連で行っている検査項目を件数としてあげておりました。他の部を記載した方がいいという趣旨は分かりますので、検討はさせていただきますが、記載するのは、難しい状況ということでございます。

変更した部分は、基本的には、国のガイドラインである「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」は、あまり変わっていないということだと思います。ただ、流通食品については、無くなったということでございます。ということで、依然として、四半期ごとに検査計画を定めて検査しているという状況でございます。

#### <小金澤会長>

他にございませんか。

#### <氏家委員>

HACCPのことで質問したいと思います。6ページで御説明のあった講習会は3回実施するようになったということですが、回数が多くなったということは分かったのですが、みやぎHACCPもレベルもありますし、この3回の講習会の内容は、段々レベルアップするような講習会なのか、同じ講習会をやっているのか、そのあたりを教えてください。

#### <事務局 渡邊課長>

3回の講習会を今年度から始めたということでございます。同じことを3回実施するのではなく、最初から始める方々を対象にした講習会、また、ある程度実施されている方々の講習会、そして、もっと高いレベル、水産物等輸出というような、まさにコーデックスHACCP等高いレベルのそういった方々向けの講習会ということで、3種類を用意しております。

それを、実は昨日、石巻で主に水産関係の方々を対象にしたHACCP講習会を実施したというところでございます。あと1回、大崎で実施するということになります。

#### <氏家委員>

そうすると、レベルアップできるような形の講習会が組まれているということですか。

#### <事務局 渡邊課長>

そうです。参加する方々のスタンスといいますか、意思といいますか、それを踏まえて選んでいただくという形にしているということです。

#### <氏家委員>

先ほど説明があった別表の基準Aと基準Bとで2つに分かれているのですが、この間でつなぐような形で講習会があるということですか。

#### <事務局 渡邊課長>

まだ、法改正にはなっておりませんが、そういう形になるだろうと思っております。

みやぎHACCPのステップ3とその上のプレミアムが、ちょうど基準Aに当たる部分と同じであろうと想定はしております。

普通の方々も、当然基準Bはやらなくてはいけないことになります。そこから一足飛びに基準Aにまでいけないと思いますので、レベルアップしていくために、講習会を御活用いただきたいと思っております。

#### <氏家委員>

実際に、実態として、HACCPの取得をする業者の方は、増えているような状況でしょうか。

### <渡邊課長>

劇的には増えてないのですが、徐々にということが増えていくということだと思っております。  
また、相談や問い合わせ等の業者の方も結構多くいるということで、やはり法改正がありますので、皆さん意識をしてくれているのかなというふうな感じは思っております。

### <氏家委員>

ありがとうございました。

### <小金澤会長>

よろしいですか。

色々と意見が出ましたけれども、まだ、次の議論もありますので、これでこの宮城県食品衛生監視指導計画(案)については、議論としては終了します。

また、今後、パブリックコメントもあります。その他、御意見等ありましたら、パブリックコメントで意見を言う機会もありますのでよろしく願いいたします。

では、次の報告のイのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について、事務局から報告をお願いいたします。

## (2) 報告 イみやぎ食の安全安心県民総参加運動について

### <事務局 平塚技術補佐>

報告のイのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について、御報告いたします。

まず、(イ)みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況について御説明いたします。資料4の平成29年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況を御覧ください。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、6月から12月まで7か月間にわたり、延べ1,302店舗で調査を実施することができました。不備があったと報告されたものを県で調査した結果、改善指導を要したものは2件で、生鮮食品の原産地表示漏れでございました。今後、取りまとめ結果を県ホームページで公表することとしております。

次に、「モニター研修会」につきましては、11月28日に「遺伝子組換え食品」をテーマに開催しました。国立医薬品食品衛生研究所から講師をお招きし、66人の参加をいただきました。

次に、「モニターだより」につきましては、6月23日に第16号、10月6日に第17号を発行しております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、「植物性自然毒による食中毒」について、モニターだより第16号に掲載いたしました。また、「鳥インフルエンザに備えた宮城県の取組と県内発生事例への対応」について、モニターだより第17号に掲載いたしました。

次に、「生産者との交流会」・「食品工場見学会」につきましては、今年度は昨年度よりも1回増やして2回、11月9日と11月17日に、山元町の株式会社一苺一笑で「生産者との交流会」、岩沼市の株式会社にしき食品で「食品工場見学会」を開催しました。11月9日は40人、11月17日は37人の参加となりました。

次に、「モニター制度の広報」につきましては、ラジオ放送、新聞等の広報媒体や出前講座等でのチラシ配布、コンビニエンスストアでのチラシ配架などによりモニターの募集を行いました。

次に、「モニター登録」の状況としましては、平成29年4月以降、38人の新規登録、11人の取消しがあり、1月10日現在、登録者数は999人となっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、6月26日に各モニター宛て依頼し、496人から回答がありました。調査結果は、本日、後ほど御報告いたします。ページをめくっていただきまして、裏面を御覧ください。

次に、「講習会」につきましては、「食の安全安心セミナー」を10月20日と11月1日に開催しまし

た。10月20日は、大崎市で、「健康食品の安全性と有効性」をテーマに開催し、29人の参加をいただきました。11月1日は、仙台市で、「食品中の放射性物質に対する現状と取組」をテーマに開催し、53人の参加をいただきました。

「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所におきまして、農業食育体験交流会、野菜流通研修会、地域食材料理講習会などを順次開催しております。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、ラジオ放送や、出前講座などでのチラシ配布、コンビニエンスストアでのチラシ配架などを行いました。また、新しいロゴマークに切り替えていない取組宣言者には、新しいロゴマークを送付いたしました。

「みやぎまるごとフェスティバル」につきましては、県庁1階玄関ホールに県ブースを設置するとともに、県庁玄関前の駐車場で取組宣言者が出展し、取組宣言ロゴマークシールを貼り付けた商品の展示販売を行いました。

最後に、「取組宣言者の登録」の状況につきましては、平成29年4月以降、新規登録が88者、廃業等に伴う取消しが57者ありましたので、1月10日現在、登録者数は3,003者となっております。以上、みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況についての御報告を終わります。

### <小金澤会長>

ありがとうございます。アンケートも一緒に報告してください。

### <事務局 平塚技術補佐>

続きまして、(ロ)みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果について御報告いたします。資料5のみやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果報告を御覧ください。

1ページの上の方に記載しておりますが、アンケートの対象者は、6月21日現在のモニター登録者979人でありまして、このうち、496人から御回答いただきました。回答率は50.7%で、昨年度とほぼ同じです。

次に、回答者の属性ですが、男女別では、男性が122人、24.6%、女性が374人、75.4%となっております。年代別では、60代が160人、32.3%、70代が115人、23.2%となっております。「同居している未成年家族の有無」、「宮城県の居住期間」についても記載のとおりとなっております。

次に回答結果ですが、時間の関係上、内容をかいつまんで御説明します。昨年度と比較して、若干の変動がありましても、ほぼ同様の傾向にある設問については、一部省略して説明いたします。

2ページを御覧ください。初めに、食と放射性物質についてのアンケートになります。

問1ですが、食品中の放射性物質を「非常に」または「ある程度」気にしている回答者は全体の約7割で、昨年度に比べ2.1ポイント減少しています。一方、「あまり気にしていない」、「気にしていない」は、約3割で、昨年度に比べ2.0ポイント増加しています。

3ページを御覧ください。問2ですが、食品中の放射性物質を気にしている理由としては、昨年度と同様に、「人体への影響が不安」が最も多くなっております。

7ページを御覧ください。問4は、「どのような食品が不安」かを尋ねる設問です。「きのこ・山菜類」64.3%と、「魚介類」58.9%が、ともに半数以上となっておりますが、昨年度に比べると減少しています。

9ページを御覧ください。問5は、放射性セシウムの基準値に関する設問です。「数値の根拠もある程度知っていた」は26.8%、「数値のみを知っていた」は50.4%ありました。

12ページを御覧ください。問7は、食品を購入するとき放射性物質の検出結果や出荷制限・解除の情報を確認しているかを尋ねる設問です。「必ず」または「たまに」確認している回答者は46.4%で、昨年度に比べ2.9ポイント減少しています。一方、「確認していない」は、合わせて53.0%となっております。

13ページを御覧ください。問8は、放射性物質の検出結果や出荷制限・解除の情報の確認方法を尋ねる設問です。「新聞」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「店頭表示」の順となっております。

15ページを御覧ください。問9は、県が出す食と放射性物質に関する情報のわかりやすさを尋ねる設問です。「とてもわかりやすい」と「わかりやすい」の合計は36.5%で、昨年度に比べ2.1ポイント減少しています。また、「とてもわかりにくい」と「わかりにくい」の合計は14.8%で、昨年度に比べ1.0ポイント減少しています。

17ページを御覧ください。問11は、一度基準値を超えた後に、基準値以下あるいは不検出となった食品について尋ねる設問ですが、昨年度よりも、選択肢を1つ減らしております。昨年度は、「基準値以下でも検出されていれば食べない」という選択肢がありましたが、「不検出なら食べる」という選択肢とほぼ同じ意味になりますので減らしております。回答としましては、「不検出なら食べる」が約6割となっております。

22ページを御覧ください。問14、放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて必要な行政の取組としては、「検査状況や結果のわかりやすい公表」が約7割となっており、他の選択肢も昨年度と同様の傾向にあります。

24ページを御覧ください。問15、放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組のほかに必要なものとしては、「マスコミによる適正な報道」、「生産者や事業者による情報発信」が、ともに7割を超えております。

26ページを御覧ください。ここからは、「食の安全安心について」のアンケートとなります。

問16は、「食の安全安心全般への不安」を尋ねる設問です。「不安を感じる」と「やや不安を感じる」の合計は56.6%で、昨年度に比べ3.4ポイント減少しています。

27ページを御覧ください。問17の回答結果のグラフは、不安を感じる項目を点数化したものです。「残留農薬」が最も高く、次いで「環境汚染物質」・「輸入食品の安全性」など、昨年度とおおむね同様の傾向となっております。

29ページを御覧ください。問19は、食品の安全性を確保するために重要だと思う取組と十分に行われていると思う取組を尋ねる設問です。重要な割に不十分と思われる取組は、「輸入食品の検査体制の強化」、「違反、事件、事故の速やかな情報公開」、「食品の衛生・監視指導の強化」など、昨年度と同様の傾向となっております。

32ページを御覧ください。問21、県が取り組むべきこととしては、生産者・生産環境づくりへの支援や監視・指導の徹底を求める意向が見られます。

37ページを御覧ください。問23、県からの情報提供については、「十分である」と「おおむね十分である」の合計は45.2%で、昨年度に比べ2.0ポイント増加しています。また、「あまり十分でない」と「十分でない」の合計は16.6%で、昨年度に比べ1.2ポイント減少しています。

38ページを御覧ください。問24は、問23の回答理由を記述していただく設問です。問23で「あまり十分でない」・「十分でない」と回答した理由としては、「情報をあまり見かけず、耳にしない」、「情報が少なく、わかりづらい」、「情報媒体が限られている」などとなっております。

39ページを御覧ください。問25、県からの情報提供の内容としては、「食の安全安心の確保に取り組んでいる生産者・事業者の紹介」、「食中毒や自主回収等」など、昨年度と同様の傾向となっております。以上、平成29年度の「消費者モニターアンケート」の調査結果の概要を御説明いたしました。この調査結果は、モニター全員にお送りするとともに、県のホームページに掲載しております。

推進会議の委員の皆様には、先日、この調査結果をお送りした際に、御意見をくださるよう御依頼をさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。報告のイについては、以上でございます。

<小金澤会長>

ありがとうございました。これに関して、皆さん、確認したいことなどございますか。

<星委員>

質問ですけれども、回収率が約50%ということで、昨年同様ということですが、年代別における回収率の差というのはあるのでしょうか。

また、高齢者の方の回答者数が多いようですが、モニターの方の年代別と回収率というのほどのようなになりますでしょうか。

<事務局 平塚技術補佐>

年代別の回収率ですね。そこまでは、解析をしておりませんでした。

<星委員>

質問事項において、年代によっても感じ方が違うところがあるのではないかなと思いますので、是非、そういった解析をしていただければと思います。

また、モニターの方を増やしていくときに、どの年代のモニターをもう少し強化した方がいいのかとかそういった対策をとっていただければと思います。

<事務局 平塚技術補佐>

なるべく若いモニターさんということで進めてはおります。

<小金澤会長>

年代別等詳しく解析はしていないということですが、ただ、去年と比べて、これでも30代、40代が増えていると思います。

確かに、回収率の計算はしていないようですが、以前から比べて、若年層の割合が増加して、良くなっていますので、以前の結果と比較していただけると分かるかなと思います。過去のデータがありますので、聴いていただければと思います。

その他ありますでしょうか。

今のところで、混ぜ返しをするのは申し訳ないのですが、先程、アンケートの最後の39ページに、消費者ニーズとして、食品表示の見方について見たいという要望が、去年の37.1%と比べて、37.9%と若干増えています。

そういう意味でも、消費者は、表示について知りたいと思っているのではないのでしょうか。これだけ表示制度が変わってきて、先程、御紹介がありました原産地表示制度のような消費者庁の動きもあります。

監視計画の中でと言うことでなく、県民総参加運動の一環として、新しい表示制度と併せて、改めて、食品表示の見方等をどうやって、消費者への伝えていくのか、考えていただきたいです。また、考え方によっては、アレルギーの問題も含めて、表示の形が変わってきていますので、そういう場面の講習会も、先程もありましたようにステップ型でやるのか、まんべんなくやるのか色々ありますけども、そういう場面も必要なかなと思います。

モニターさんに対する表示の講習会等ですとまんべんなくではなくて、ステップアップ型で表示を見るようにした方が参加者にも良いような気がします。その辺の御考慮、御配慮をよろしく願いいたします。

では、次に報告の口の食品に係る放射性物質検査結果について、事務局から説明をお願いします。

(2)報告 ロ 食品に係る放射性物質検査結果について

<事務局 平塚技術補佐>

平成29年4月から12月末日までの9か月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果について、簡単に御報告いたします。

資料6を御覧ください。県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。

これにより、県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。

国では、ガイドラインである「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を平成29年3月に一部見直しましたが、県としては、今年度も今までどおり、検査を実施してきております。

では、平成29年12月末日までの検査結果について、御報告いたします。

出荷前の検査ですが、野菜類、果実類、穀類等の農産物は、1,797点、原乳は、85点、牛肉は、20,431点、豚、めん羊、山羊(やぎ)などは、96点、海産魚種、内水面魚種などの水産物は、1,608点、きのこ・山菜類などの林産物は、970点、イノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は、111点で、合計25,098点の検査を実施いたしました。うち、基準値超過は、林産物21点と野生鳥獣肉19点の合計40点となっております。

林産物については、970点中21点で基準値を超過しておりますが、全て、既に国から出荷制限指示等を受けている地域のクサソテツ(コゴミ)、コシアブラ、タケノコ、チャナメツムタケで、市場には流通していません。

野生鳥獣肉については、111点中、19点で基準値を超過しております。うち、既に国から出荷制限指示等を受けている品目は、イノシシ、ツキノワグマになります。

なお、平成29年11月28日に県が実施した検査において、栗原市栗駒で捕獲されたニホンジカ肉から、基準値を超過するセシウムが検出されました。それを受け、県では、「基準値を超えた地域においては、ニホンジカ肉を食用として摂取することを控えるよう」慎重な対応を呼びかけました。

平成29年12月13日付けで、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、県内一円のニホンジカに対して、出荷制限指示の通知がありました。石巻市内の食肉処理加工施設の2施設、丸信ワイルドミート、アントラークラフツにおける全頭検査体制が整ったことから、平成29年12月27日付けで、出荷制限指示の一部が解除されました。

平成29年4月から12月において、県が国から新たに出荷制限指示を受けた品目は、この1件になります。

県では、基準値(放射性セシウム100Bq/kg)を超える生産物が流通しないよう、引き続き、出荷前の検査を徹底してまいります。

また、ほかに国からの出荷制限指示を受けたもので、解除された品目等は、原木シイタケ(露地)で新たに色麻町及び七ヶ宿町が一部解除され、12月末時点で県内で36人が生産出荷を再開しております。

また、タケノコで栗原市の旧若柳町が、クサソテツで大崎市と気仙沼市が解除されております。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、216点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食における使用する食材ですが、606点検査いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

続いて、住民持ち込み測定についてですが、これは県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定を実施しています。測定点数は、1,196点のうち39点が基準値超過となっております。主な基準値超過品は、林産物(野生)のコシアブラ、野生鳥獣肉のイノシシなどとなっております。

この調査結果は、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。

#### <小金澤会長>

ありがとうございました。御質問等ございますか。

#### <氏家委員>

先程のアンケートでは、非常に魚介類が心配だというような意見が出ていたのですが、この検査件数からしますと、牛肉などは、20,000件も検査していますのに、水産物は1,600件の検査件数となっています。

検査のピックアップというか、どういうふうな形で、検査件数にこんなに差が出ているのかなと単純に疑問があります。

#### <食産業振興課 橋本技術副参事>

出荷前の生産段階の放射性物質検査の担当をしております。

ただ今の御質問で、食肉、牛肉の検査件数と水産物の検査件数が一桁違うのは、なぜかという御質問ですが、実は、前段でニホンジカの出荷制限のお話がありましたが、宮城県産牛肉につきましても、出荷制限がかかっておりまして、その一部解除の条件として、全頭検査が義務づけられております。

そういうことで、本県から出荷する牛肉については、全ての牛肉を検査することになっているため、このレベルの検査件数をしています。

一方、水産物につきましても、農産物と同様に生産段階から一部サンプリング検査というような形で行っておりますので、この程度の件数にさせていただいております。

なお、水産物の件数は、他県と比べてどうかといいますと、やはり当県は結構、検査を実施している方でございます。決して少ないということではないという認識を持っております。

#### <氏家委員>

分かりました。

#### <小金澤会長>

ありがとうございました。御質問等ございますか。よろしいですか。

野生のいわゆるジビエ関係、若干、基準値超過があったようですが、その他は問題がなかったようです。

では、次にその他として、原料原産地表示制度について、事務局から説明をお願いします。

### (3)その他 イ 原料原産地表示制度について

#### <事務局 平塚技術補佐>

続きまして、新たな加工食品の原料原産地表示制度について、情報提供させていただきます。資料7のパンフレットを御覧ください。既に報道等にもありましたが、平成29年9月1日付けで食品表示法に基づく食品表示基準が改正され、原則、全ての加工食品について、原料原産地の表示が義務化されました。

資料の3ページを御覧ください。改正前のルールでは、産地表示の義務があるものは、生鮮食品に近いと認識されている22食品群と「農産物漬物」、「野菜冷凍食品」、「うなぎ加工品」及び「かつお削り節」の個別4品目に限られておりました。これらは、全加工食品の1割程度と言われております。

続いて、左隣の2ページを御覧ください。今回の改正により、一部の加工食品にのみ義務付け

られていた原材料の産地表示が、国内で製造又は加工された全ての加工食品に拡大され、原則として、製品に占める重量割合が一番多い原材料について、その産地が表示されることとなります。

なお、外食や製造したその場で販売する場合及び輸入品については、対象外となります。

続きまして、具体的な表示方法について、概要を御説明します。

4ページを御覧ください。製品に占める重量割合が一番多い原材料が生鮮食品の場合は、その原産地について、重量割合が高いものから順に国名が表示されます。国産であれば、「国産である旨」が、外国産であれば、国名が表示されることとなります。この表示方法を「国別重量順表示」と言い、原則としてこの表示方法により産地が表示されます。

なお、産地が3か国以上の場合は、3か国目以降を「その他」とまとめて表示することが認められています。

次に5ページを御覧ください。製品に占める重量割合が一番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地が「〇〇製造」と表示されます。この表示方法を「製造地表示」と言い、一番多い原材料が加工食品である場合には、原則としてこの表示方法により表示されます。ただし、一番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には、製造地表示に代えて、その産地を表示することも認められています。

表示例を御覧ください。上段の例は、チョコレートケーキの原材料のチョコレートの製造地を「ベルギー製造」と表示したもので、この表示方法が原則となります。下段の例は、チョコレートの原料であるカカオの原産地まで遡って表示したものです。

続きまして、6ページを御覧ください。原料原産地の表示方法は、「国別重量順表示」及び「製造地表示」が原則となりますが、原料の調達先が頻繁に変更になる等の特殊な事情がある場合には、例外の表示方法が認められています。上段の表示例は「又は表示」と言い、原産地として使用可能性がある複数国を、過去の使用実績等に基づき、使用が見込まれる重量割合が高い順に「又は」でつないで表示する方法です。

次に、中段の表示例は「大(おお)括(くく)り表示」と言い、3か国以上の外国の産地を「輸入」と括って表示する方法です。過去の使用実績等から外国産の切り替えが頻繁に行われ、国名を重量順に表示することが困難である場合に認められる表示方法です。

下段の表示例は、「大括り表示」と「又は表示」を組み合わせる「国産又は輸入」と表示したものです。この表示方法は、3か国以上の産地を「輸入」と括って表示できるとした上で、原料の調達先が、国産を含む4か国以上の産地で頻繁に切り替わる等、国別重量順表示や大括り表示では原産地の表示が困難である場合に認められる表示方法です。

これらの例外的な表示方法については、原料調達に特殊な事情がある場合に限り認められるもので、事業者には、併せて表示の根拠資料の保管義務が課されます。

また、資料には記載がありませんが、今回の改正に併せて、個別に「おにぎりのり」について、産地の表示が義務化されました。これは、おにぎりは、日本人の国民食とも言えるものですが、製品の性質上、「のり」が一番多い原材料にはなり得ないことから、個別に原産地の表示が義務付けされたものです。

なお、対象となるのは、一般的に「おにぎり」として認識されているもので、お弁当として販売されるものや、巻物等いわゆる「すし」は、除かれます。

以上の原料原産地表示制度の改正に関しては、平成34年3月31日までを経過措置期間としており、この間に事業者においては、表示方法の検討や包材の切り替えを進めることとなります。

また、制度の普及啓発については、これまでに、消費者庁による説明会が開催されたほか、今後、農林水産省による中小事業者向けのセミナーの開催が予定されています。

本県といたしましても、2月15日に開催する食の安全安心セミナーにおいて、消費者庁の担当官を講師に迎え、消費者向けの説明会を予定しています。

今後とも国と連携を図りながら、制度の普及啓発に努めてまいります。

<小金澤会長>

先程、のりの表示をするとおっしゃりましたが、いわゆるその場で作るそう菜とかは表示しなくて良いのですよね。

コンビニ弁当のおにぎりののりは、表示しなくて良いのですか。

<事務局 平塚技術補佐>

個別に包装されているものは、表示が必要となります。

<小金澤会長>

おにぎりは、駅で売っているようなものはいないのですか。

<事務局 平塚技術補佐>

そこで握って製造する、対面販売のものはいないと思います。

<小金澤会長>

ここで、例としてお肉をあげて産地は明確になっていますが、お魚の場合は、洋上取り引きとか色々あります。そういうものは、どうやって産地表示をするのですか。

<事務局 平塚技術補佐>

原則、海域表示と決まっていますが、それで表示できない場合は、港を表示します。

<小金澤会長>

いわゆるすり身の中で、洋上ですり身になっているものもあります。笹かまぼこの原料は、結構どこなのかという話になる訳ですけど、それは、規定の中にあるのですか。講習会等で説明があるのですか。

<事務局 平塚技術補佐>

船上、船の上で、すり身を製造する洋上すり身については、加工が行われた船の船籍が属する国が製造地として表示されます。

<加藤委員>

資料7の7ページの一番下に色々問い合わせ先があるのですが、原産地表示に関する事で、都道府県のお答えしていただける部署というのはお決まりなのでしょう。

<事務局 平塚技術補佐>

当課になります。

<加藤委員>

よろしく申し上げます。

<小金澤会長>

ありがとうございました。他に御質問等ございますか。

では、次にその他の口の平成29年県民意識調査について、事務局から説明をお願いします。

(3)その他 ロ 平成29年県民意識調査

### <事務局 平塚技術補佐>

その他の口の平成29年県民意識調査について、御説明いたします。資料8を御覧ください。

平成28年度の施策の実施状況を評価していただいた際に頂戴した御意見に対応しまして、宮城県内にお住まいの18歳以上の4,000人を無作為抽出で対象とした「県民意識調査」に、食の安全安心に関する設問を加えられないか庁内で調整したところ、採用されまして、11月から12月にかけて調査が行われました。

資料8の裏表紙をめくっていただきますと、26ページがございます。設問は、3つございます。消費者モニターアンケートの中から、特に、基本的な問いを選び、ほぼ同じ内容で設問としております。

今後、3月までに集計される予定となっておりますので、その後、消費者モニターアンケート結果との比較等を考えております。以上でございます。

### <小金澤会長>

ありがとうございます。これは、今、集計中ということになります。これについて、何か質問ございますか。

では、ここままで、御質問ある方はいらっしゃいますか。

私の方からお願いがあるのですが、今日、HACCPの問題等が出てくる中で、これは流通、生産の中でHACCPが重要になってきているからですが、他方、生産段階でGAPが問題視されてきています。

オリパラ関係ではなく、いわゆる、環境保全型農業直接支払い交付金の交付要件の中に、GAPが入ってきました。これは、結構、影響を受ける範囲が広いと思うのですが、生産者の方々は、県GAPやグローバルGAPを取得するのではなくて、それに関連する講習会を受けなければいけないとあります。

その時に、GAPの指導員が、県の指導員の方が講師になって、一斉に行う形になるだろうと思うのですが、県には、そういう指導員方は、結構いらっしゃるのでしょうか。

それと、環境保全型農業直接支払い交付金の研修の進め方で、県はどのようにお考えになるのですか。地域によっては、熱心にやっているところは、結構、生産者全員ですから、助成を受ける方は、全員その講習会に参加しなくてはいけないといえます。

突然、平成30年度4月1日からそうになりました。そのことをどの様に、県は考えていらっしゃるのですか。これは、生産レベルの安全安心と関連してきますので、生産者の方々のも関心も高いと思うのでちょっとだけ教えていただきたいです。

### <農林水産部 小島次長>

GAP推進に関しましては、従前から、みやぎ食と農の県民条例の計画の中で、推進しております。

会長から伺った部分は、いわゆるGAPをするという、実践からスタートして、第三者認証に誘導していくという流れかと思えます。県といたしましても、オリパラの問題もございますけれども、やはり、経営管理であるとか、労働環境改善とか、いわゆる経営改善に有効な手法であると捉えております。

やはり、県として広く農業団体等と一緒に推進していくため、昨年7月にそのような団体の方々の協力いただきながら、GAP推進会議というものを立ち上げまして、今、進めているところです。

御質問にありました指導員の関係ですが、県の農業改良普及員、農協の営農指導員を中心に資格取得を進めておりまして、今のところ43人くらいいます。今年度末まで、営農指導員と合わせて、103人くらいの指導員が養成される予定です。

引き続き、来年度以降もそういった研修会に派遣しながら、現場で指導できる職員を養成していきたいと考えています。

そういった中で、国の制度で、GAPを推進することが、義務化される等制度変更もございますので、直接支払い担当部局と協力しながら、GAPに取り組む方々を増やしていきたいと考えているところでございます。GAP指導員は、3月末までに103人が資格取得の見込みです。

**<小金澤会長>**

ありがとうございます。他に、質問ございますか。

なければ、これで、本日の議事の一切を終了したいと思います。司会を事務局に返したいと思います。

**<事務局 中村副参事>**

活発な御議論大変ありがとうございました。次回の開催は、平成30年6月中旬頃となります。

おって、開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。